（その１）

収支報告書

平成30 年分
（　　開催分）

（ふりがな）　ほりいいわおくんをはげますかい

1 政治団体の名称　堀井いわお君を励ます会

2 主たる事務所の所在地　奈良市芝辻町1-2-27　乾ビル　2階

3 代表者の氏名　貝原　剛

4 会計責任者の氏名　諏訪　耕

事務担当者の氏名

諏訪　耕

（電話）　0742-30-3838

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☑ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	堀井　巌
公職の種類（現職・候補者の別）	参議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

奈良県選挙管理委員会 受付 -1. 5. 28

(その２)

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	2,269,104
（前年からの繰越額）	1,079,097
（本年の収入額）	1,190,007
支　出　総　額	0
翌年への繰越額	2,269,104

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	

(2) 寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	1,190,000	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	1,190,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	1,190,000	

（その６）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	7	
	合　　計	7	

(その７)

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
1	森口　善正	50,000	H30/1/5	東京都目黒区青葉台2-8-28-102	会社員	
2	横田　貴史	10,000	H30/1/12	大阪府吹田市古江台3-1-3-309	大学教員	
3	横田　貴史	10,000	H30/12/5	大阪府吹田市古江台3-1-3-309	大学教員	
4	横田　みよし	20,000	H30/1/12	奈良市東向中町25	自営業	
5	横田　みよし	20,000	H30/12/6	奈良市東向中町25	自営業	
6	船越　洋祐	100,000	H30/6/25	大阪府箕面市小野原西6-10-17	会社員	
7	吉村　宰	30,000	H30/7/2	長崎市高城台1-18-5	大学職員	
8	鳩野　哲也	50,000	H30/7/13	大阪市淀川区十三本町1-16-4-602	会社員	
9	鳩野　哲也	100,000	H30/12/7	大阪市淀川区十三本町1-16-4-602	会社員	
10	齊藤　源顕	20,000	H30/8/27	高知市愛宕町3丁目6-10	大学教員	
11	中川　泰宏	10,000	H30/11/28	宇部市新町6-1-1101	会社員	
12	桂　敏也	50,000	H30/11/29	京都市伏見区桃山毛利長門東町34-91	大学教員	
13	増田　都志彦	100,000	H30/11/29	東京都港区芝4-16-2　カテリーナ三田　E1701	医師	
14	上島　成幸	100,000	H30/11/29	大阪市天王寺区大道1-4-1　Sパレス天王寺902	医師	
15	丸山　元彦	10,000	H30/12/1	東京都港区元麻布2-12-12-101	会社員	
	この頁の小計	680,000				

(その７)

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
16	高山　真一	30,000	H30/12/6	京都市南区久世上久世町399	歯科医師	
17	植村　和秀	100,000	H30/12/10	京都市上京区寺町通り今出川上る2丁目鶴山町2-49	大学教員	
18	浅部　伸一	100,000	H30/12/17	東京都品川区東品川4-12-9-2708	医師	
19	道場　誠司	50,000	H30/12/17	大阪市城東区鴫野東3-29-17	会社役員	
20	山縣　孝光	30,000	H30/12/20	千葉県柏市光が丘団地5-17　ジュエルガーデンビューウイング601	会社員	
21	諏訪　耕	100,000	H30/12/20	大阪市西区江戸堀1-6-17-4502	会社役員	
22	貝原　剛	100,000	H30/12/25	奈良県生駒市真弓3-6-2	会社役員	
	この頁の小計	510,000				
	その他の寄附					
	合　　計	1,190,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費			
(2) 光熱水費			
(3) 備品・消耗品費			
(4) 事務所費			
小計	0	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣伝事業費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他の事業費	0		
(4) 調査研究費	0		
(5) 寄附・交付金	0		
(6) その他の経費	0		
小計	0	0	
合計	0		

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☐　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和1年　5月　21日

政治団体の名称　堀井いわお君を励ます会

会計責任者の氏名　諏訪　　耕　　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

令和　元年5月21日

堀井いわお君を励ます会
　代表　貝　原　　剛　　殿

登録政治資金監査人　島　田　　明
登　録　番　号　第　２１６５　号
研修修了年月日　平成21年7月17日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、堀井いわお君を励ます会の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの法第１２条第１項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、堀井いわお君を励ます会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。
　なお、政治資金監査の対象期間においては、堀井いわお君を励ます会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

３　業務制限

堀井いわお君を励ます会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以　上